

土壌分析 (溶出試験及び含有量試験)

環境省が定めた土壌溶出量及び土壌含有量(土壌汚染対策法対応)の分析。
分析項目と指定基準値は以下の通りです。

環境測定・環境分析

分析項目と指定基準値

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準値 (mg/L)	土壌含有量基準値 (mg/kg)
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして50以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—	

* 地下水基準は土壌溶出量基準値と同一の値です。

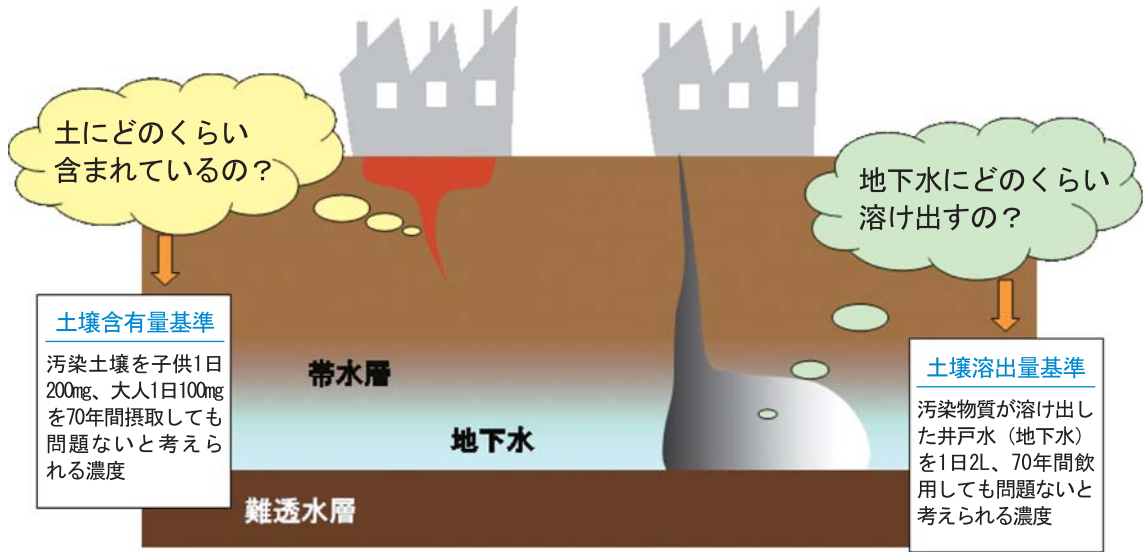
土壌分析

お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**
株式会社 太平洋コンサルタント

《西日本事業所》
〒756-0817 山口県山陽小野田市大字小野田6276
TEL 0836(83)3358 / FAX 0836(83)7058
<http://www.taiheiyo-c.co.jp>

含有量基準及び溶出量基準の根拠



分析・報告体制

当社は、試料の前処理及び事務処理を大幅に効率化しています。

- ・自動溶出試験装置による迅速対応(短納期対応)
- ・検体管理、データ処理を自動化し、信頼性向上と迅速処理を両立しています。
- ・分析は全て最新の分析装置で公定法により実施し、計量証明書も迅速発行しています。



● 自動溶出試験装置(自社開発)

分析の短納期対応、その他お客様のご都合に合わせた対応を実施致します。
是非お気軽にご相談ください。

バーコードによる検体管理

自動データ取込、野帳、報告書の自動作成

● システムによる自動管理